

事例	内容
大津事件 1891年 (行政権からの独立)	訪日中のロシア皇太子が警備の巡查(じゅんさ)に斬(き)りつけられ、負傷した事件。外交関係を憂慮した政府は、外国皇太子にも日本の皇族に対する罪を適用して、死刑判決を下すよう、大審院長(現在の最高裁長官にあたる)児島惟謙(こじまいけん)に申し入れた。しかし児島は、政府の圧力に屈することなく、法の正しい適用を行うよう担当裁判官たちを説き、結局被告人は無期懲役(ちょうえき)となった。
浦和事件 1949年 (立法権からの独立)	母子心中をはかり子ども3人を殺害したが、自分は生き残った母親(浦和充子)の被告事件について地方裁判所が懲役3年執行猶予(ゆうよ)3年の判決を下したところ、参議院法務委員会が量刑が軽すぎるとの決議を行った。最高裁は、個々の具体的事件の事実認定や量刑の当否を調査・批判することは、国政調査権の範囲をこえ、司法権の独立を侵害すると強く抗議した。
平賀書簡事件 1969年 (司法権内部での独立)	札幌地裁で長沼ナイキ基地訴訟(そしょう)を担当していた福島重雄裁判長に対して、当時の平賀健太札幌地裁所長が、国側の主張を尊重すべき旨の書簡を送ったことが判明した事件。札幌地裁の裁判官会議は、これを裁判に対する干渉(かんしょう)にあたると判断し、嚴重注意処分とした。その後、平賀所長は最高裁の注意処分を受け、東京高裁へ異動(いどう)となった。